

## 飯塚市ホームページ廣告掲載基準

### 1 趣旨

この基準は、飯塚市ホームページ廣告掲載実施要領(平成 21 年飯塚市告示第 149 号)第 2 条に規定する基準を定めるものである。

### 2 廣告物の形式

掲載する廣告物は、バナー廣告とする。

### 3 サイズ、画像形式、容量

掲載する廣告物のサイズ等は、原則として次の基準によるものとする。

- (1) サイズ 縦 50 ピクセル × 横 180 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメ不可)、JPEG、PNG
- (3) 容量 10KB 以内

### 4 禁止表現

次の表現を含む廣告物は、閲覧者の意思に反し動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるため、掲載しないものとする。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(「警告」「注意」その他あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)、アニメーション又はフラッシュ等の点滅するもの
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるようなもの)が表示されているもの
- (5) プルダウンメニュー(あたかも下部に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)が表示されているもの

### 5 市の掲載情報との区別

次の表現を含む廣告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しないものとする。

- (1) 市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「消費生活相談」「育児相談」「高齢者の生活ガイド」「インターネット・アンケート」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなどホームページ閲覧者が飯塚市の事業と誤解しやすいもの

### 6 色調

廣告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によるものとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (2) 金銀色、蛍光色、ウェブセーフカラーは使用不可とし、原色を使用する場合は彩度、明度を概ね 60 以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならない。

### 7 解像度

廣告物の文字、写真、イラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないものとする。